

第 335 回月例会・報告概要

開催日：2015 年 10 月 19 日（土曜日） 10：00

報告者：大島一悟（大阪経済法科大学准教授）

テーマ：継続的な金銭消費貸借における過払金について発生した法定利息の充当

報告者コメント：最判平成 25 年 4 月 11 日裁判集民 243 号 303 頁（判時 2195 号 16 頁、判
タ 1392 号 61 頁）を参照しながら、過払金について生じた法定利息を、
新たな借入金債務に充当することの可否とその方法について検討したい
と思います。

報告概要：

- 1 最一判平成 25・4・11 集民 243・303 の概要
 - ・貸金業者と債務者との間に金銭貸借の基本契約あり
 - ・過払金が発生した場合、弁済当時他の借入金債務がなければ当該過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意（過払金充当合意）を認定⇒①貸金業者は悪意の受益者（民法 704 条）か、②過払金の返還請求に係る法定利息が新たな借入金債務に充当されるか

- 2 従来先例の概要
 - （充当関係） ⇒下記論点①
 - 最判平成 15・7・18 民集 57・7・895、最判平成 19・2・13 民集 61・2・182、最判平成 19・6・7 民集 61・4・1537 など
 - （法定利息関係） ⇒下記論点②
 - 最判平成 21・9・4 裁時 1491・2 など

- 3 問題となる論点
 - ①充当合意の存否、②受益者の悪意の有無、③法定利息の充当の可否

- 4 過払金充当合意
 - 基本契約（判例ではクレジットカードの発行）の存在⇒合意があったと推認
 - 議論は過払金元本の充当に関するもの

- 5 過払金について発生した法定利息の新たな借入金債務への充当
 - 上記最判平成 25 の争点。下級審の統一（充当説）の意義。

- 6 おわりに